

新しい JAXAの学生受入制度



平成29年11月

宇宙航空研究開発機構

H29.12.11版

2 はじめに

- 宇宙航空研究開発機構(以下、JAXAと言います)では、設立以来、JAXAの業務を規定する法律に基づき、大学等の行う教育への協力として、国内外の学生を機構の現場に受け入れて教育・研究、又は実習の指導等を行ってまいりました。
- このたび、これまでの受入制度を整理し、新しい学生受入制度のもと、学生受入れ事業の充実を図ることとなりました。
- この資料は、新しい学生受入制度を概説するものです。

3 目次

- ✓ 「はじめに」：P2
- ✓ 「新制度の概説」「制度・方式の体系図」「JAXAの学生受入制度一覧比較表」：P4～P6
- ✓ 「各受入制度の解説」：P7～
 - ・「連携大学院方式」：P8～P17
 - ・「受託指導学生方式」：P18～P26
 - ・「技術習得方式」：P27～P34
 - ・「インターンシップ方式」：P35～P42
- ✓ その他
 - ・「FAQ（よくある質問）」：P43～P48
 - ・「旧制度からの変更点」：P49～P54
- ✓ 主な問い合わせ窓口：P55

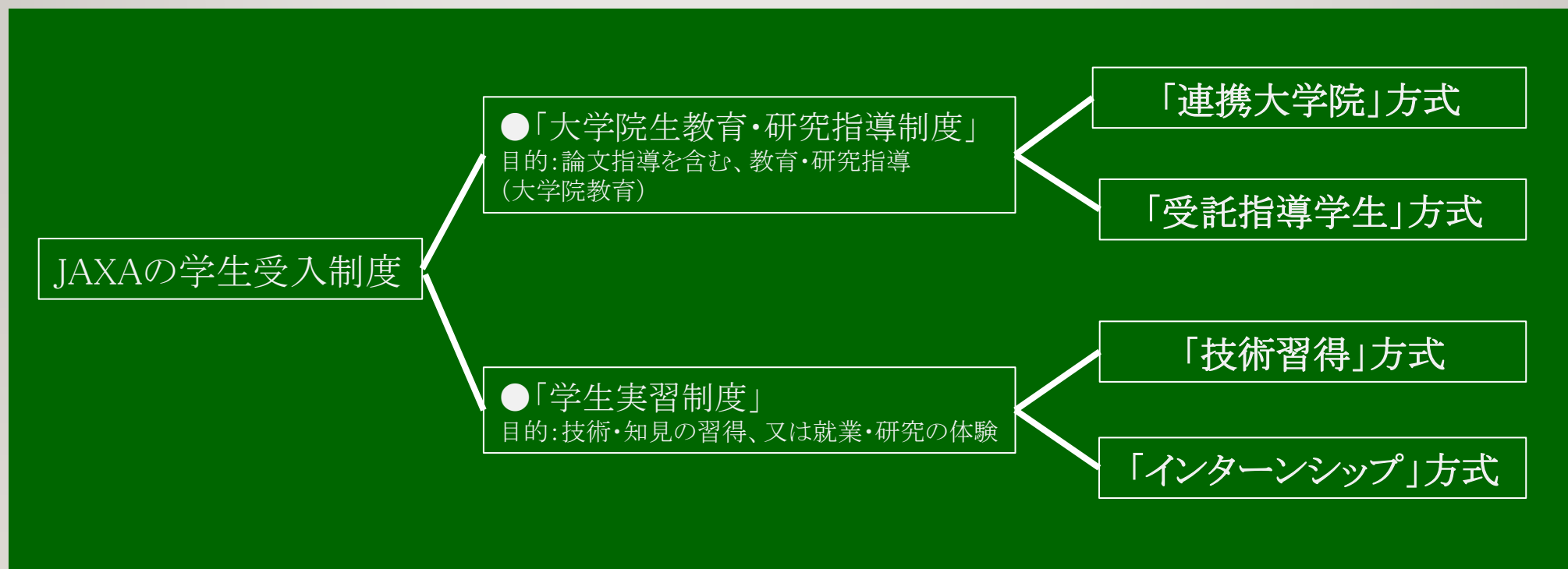
4 新制度の概要

大学等の学校からの依頼を受けて、JAXAの現場に学生を受入れる制度は、その目的により大きくわけて2つのカテゴリーがあります(各制度・方式の詳細は次ページ以降参照)。

一 「大学院生教育・研究指導制度」:国内外の大学院生を対象として、大学からの要請にもとづき、JAXA職員が大学等から客員の委嘱を受け、大学教員と同等の立場で、大学院教育(教育及び研究指導)の実施について協力する制度です。「連携大学院方式」と「受託指導学生方式」の2つの方法があります。

二 「学生実習制度」:国内外の短大・高専生から大学院生までを対象として、JAXAの保有する知見・技術習得の指導を受託し、又はJAXAの職場での就業・研究の体験の機会の提供いたします。「技術習得」と「インターンシップ」の2つの方式があります。

5 制度・方式の体形図



JAXAの学生受入制度一覧比較表

制度目的	「大学院生教育・研究指導制度」 学校教育法上の大学院教育（教育・研究指導）の実施への協力		「学生実習制度」 知見・技術の習得の指導受託、就業等の体験の場の提供	
方式	「連携大学院」方式	「受託指導学生」方式	「技術習得」方式	「インターンシップ」方式
概要	JAXAと大学の継続的・包括的な協定に基づき、JAXA職員を大学の教授・准教授等に委嘱し、JAXA職員が大学教員と同等の立場で、一定期間、学生をJAXA内に受入れて大学院教育（教育及び研究の指導）を行う。論文指導を含む教育・研究指導を行うほか、通常は、教員となったJAXA職員が学位論文の指導教員になる。	連携大学院方式に拠れない場合で、個別の学生の受入につき、JAXAと大学と協定に基づき、JAXA職員を大学の客員等に委嘱し、特定のテーマに係る大学院教育を行う。通常は、大学側に主の指導教員が居て、JAXA側の職員は学位論文の指導教員とはならない。	大学等から、JAXAの保有する知見・技術を学生が習得できるよう、指導の受託を受ける（JAXAの知見とは、機構が現に保有する研究開発に関連する知識・知見等の成果又は研究開発に関連する設計、製作、試験、実験、解析、評価等の手法・技法）。 ※ 本制度では研究や論文指導などはできない。	学生のキャリア形成のための短期の就業又は研究の短期の体験をさせる。 ※ 本制度では、研究や論文指導はできない。
対象	国内外の大学院生（科目等履修生、研究生は除く）		国内外の高等専門学校生、短期大学生、大学生（学部生）、大学院生	
受入期間	上限なし	修士課程：1年間を上限 博士課程/海外の大学等からの受入れ：上限なし	1年間のうち、通算120日を上限 ※ 原則として2年（度）以上、同じテーマでの受入はおこなわない。	1年間のうち通算10日を上限
手続き概要	①大学の申し出により、あらかじめ連携大学院方式の実施にかかる機関間協定を締結。 ②希望学生が居るときは、JAXA職員を大学の教員として委嘱を受け、大学からの申請受付。 ③JAXA側部門長が、教員委嘱及び希望学生受入につき了承。 ④受入開始	①大学院から、特定テーマでの個別の学生の教育・指導の申し出。 ②JAXA側の部門長の承諾。協定書の締結 ③JAXA職員を大学教員へ委嘱。 ④受入開始	①大学等から、特定テーマでの学生の実習の申し出 ②JAXA側の部門長の承諾。協定の締結 ③受入開始	

7 各受入方式の解説

- 国内外の大学院に所属する学生で、JAXA職員の専門家から、研究指導や論文指導などの大学院教育を受けたい場合。
⇒ P8 「連携大学院方式」又はP18「受託指導学生制度」へ
- 国内外の短大、高専、大学(学部)又は大学院に所属する学生で、JAXAの技術(例:試験・計測技術、解析手法)や知見を習得したい場合。
⇒ P27 「技術習得方式」へ
- 国内外の短大、高専、大学(学部)又は大学院に所属する学生で、JAXAでの職場体験や、研究活動の体験をしたい場合。
⇒ P35 「インターンシップ方式」へ

8 各受入制度の解説

連携大学院方式

9 各受入制度の解説 「連携大学院方式」 制度概要

☆「連携大学院方式」とは？

JAXAと大学の継続的・包括的な協定に基づいて、JAXA職員を大学の教授・准教授等に委嘱し、委嘱されたJAXA職員が大学教員と同等の立場で、一定期間、学生をJAXA内に受入れて大学院教育（教育及び研究の指導）を行う制度です。論文指導を含む教育・研究指導を行うほか、通常は、教員となったJAXA職員が学位論文の指導教員になります。

☆「対象となる学生」は？

国内外のJAXAと連携大学院協定を締結している大学院の研究科に在籍している大学院生です。

※ 科目等履修生、研究生は除く

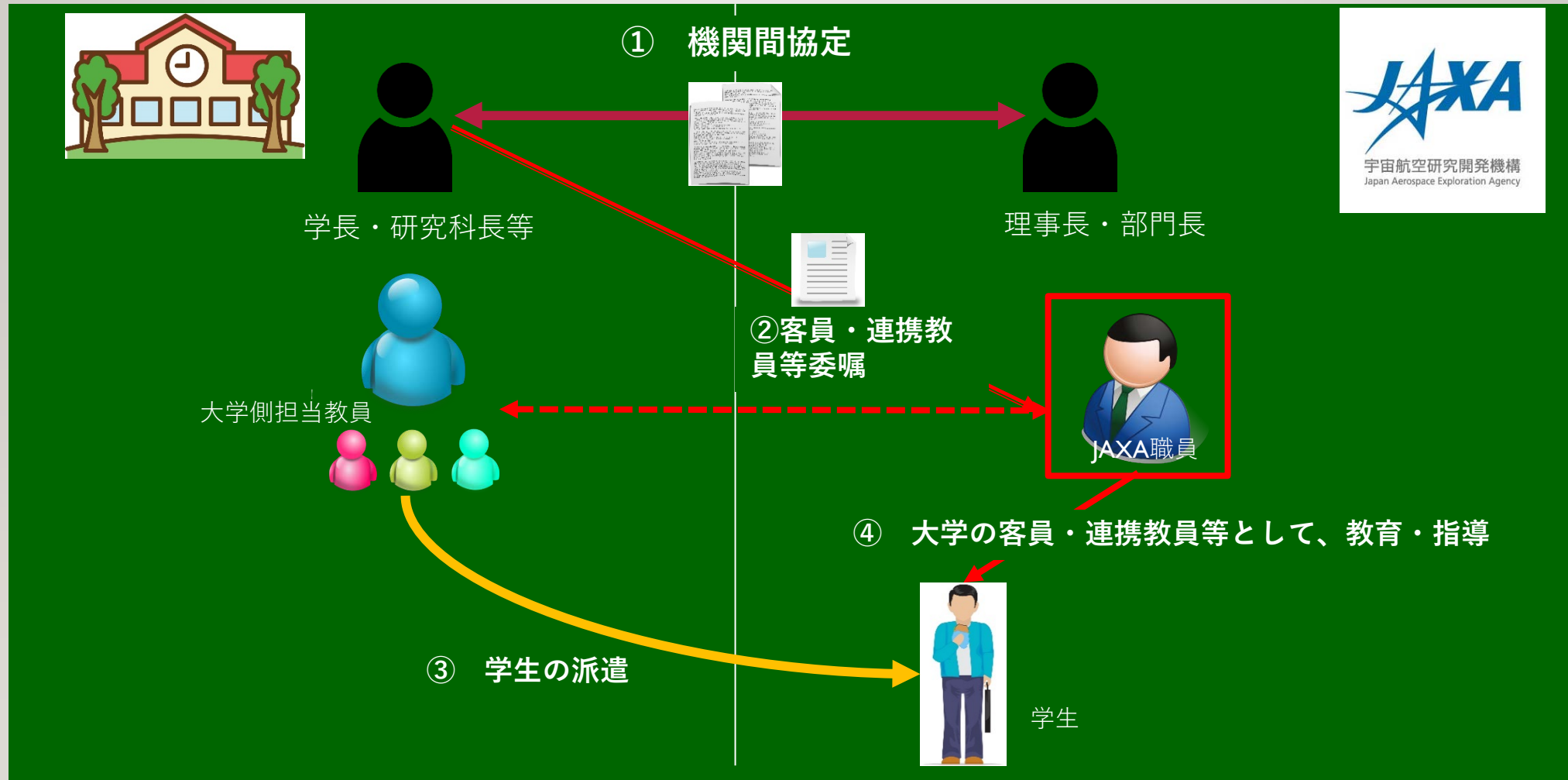
☆指導してもらえる範囲は？

論文指導を含む教育・研究指導（大学院教育）です。

☆「機構への受入期間の上限」

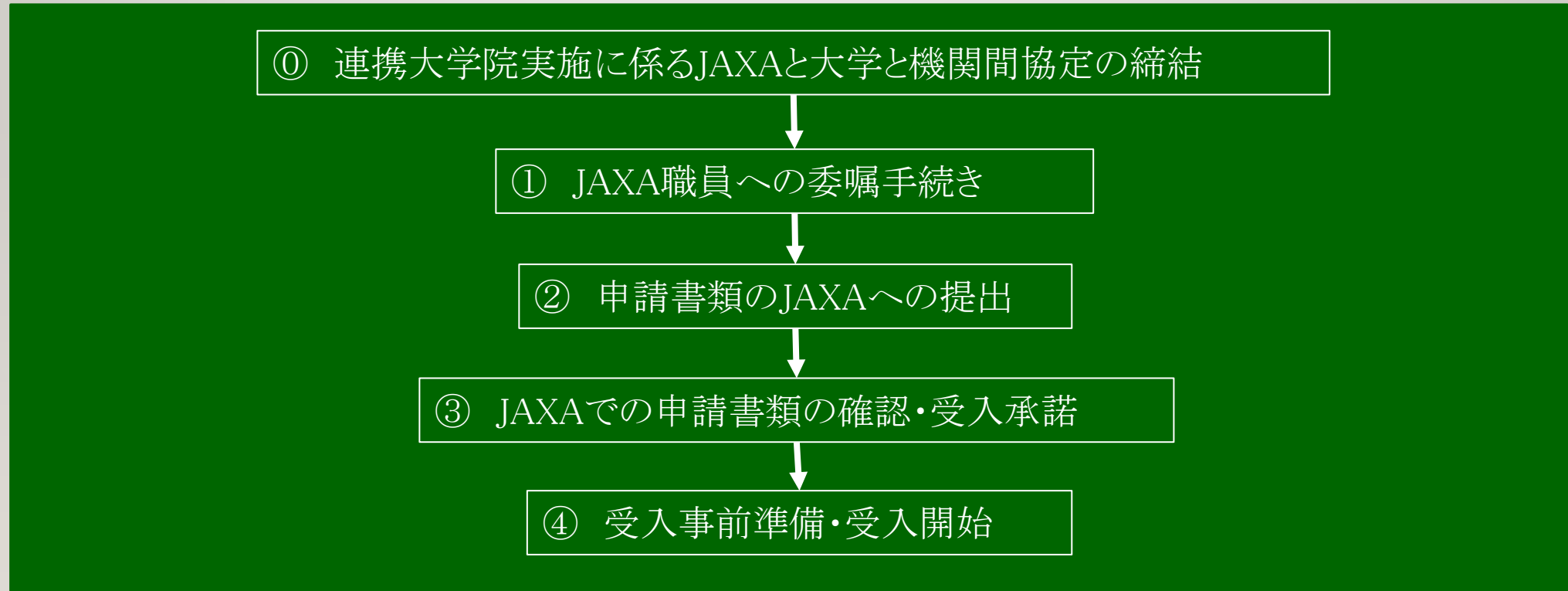
教育・研究指導に必要な年限です。

10 各受入制度の解説 「連携大学院方式」制度イメージ図



各受入制度の解説

「連携大学院方式」受入までの手続き（全体の流れ）



12 各受入制度の解説 「連携大学院方式」受入までの手続き (0)

① 連携大学院実施に係るJAXAと大学の機関間協定の締結

- 「連携大学院」方式による学生受入を希望する場合、すべての手続きの前提として、JAXAと大学の間で、連携大学院方式による学生受入れの機関間協定の締結が必要となります。主に、教員の委嘱手続き、教員の責務、学生受入全般の条件等を規定します。
- 機関間協定締結済みの場合、協定の有効期間中、当該協定のカバーする範囲の研究科の学生の受入については、次ページ以降の手続きのみで受け入れることができます。
- 機関間協定は、JAXAと大学全体又は個別の研究科との間での締結になります。
- 機関間協定の締結に関するJAXAの窓口は、宇宙科学研究所科学推進部(外部連携ライン)になります。

13 各受入制度の解説 「連携大学院方式」受入までの手続き（1）

① JAXA職員への委嘱手続き

・前頁の「連携大学院」に係るJAXAと大学の機関間協定のある大学(院)が、実際に所属する大学院生の受入を希望するときは、学生の指導を行わせる予定のJAXA職員を、大学の(客員)教員としての委嘱する手続きを行ってください。委嘱の要件、委嘱内容等は、大学側の規則及びJAXAとの機関間協定の条件によってください。

・委嘱の申請は、学生の受入前までに、当該JAXA職員の所属する機構の部門長に対して行ってください(様式は、大学所定のもので可)。

<注意事項>

注1)「連携大学院」方式の委嘱にあたって、委嘱を受けられる職員のJAXA内の職位に以下の通り要件がありますので、詳細は、各部門の担当におたずねください。

教育職:「助教」以上又は「特任教員」、一般職:原則「6級」以上の職員(ex.課長級)

14 各受入制度の解説

「連携大学院方式」受入までの手続き（2）

② 申請書類のJAXAへの提出

「連携大学院」に係るJAXAと大学の機関間協定のある大学(院)が、実際に所属する大学院生の受入を希望するときは、予め下記の申請書類を、受入を希望するJAXAの部門の担当者に提出をし、確認を受けてください。

- a.「連携大学院生受入申請書(JAXAの標準様式)」、 b.「受入を希望する学生による誓約書(JAXAの標準様式)」、 c.「在学証明書(大学の様式)」
- d.「保険の加入の事実を証明する書類(※)」、 e.「その他、機構が指定する書類(必要に応じ指定します)」

<注意事項>

注1) 申請は、希望する受入開始日の概ねひと月以上前に提出してください。

注2) a.「申請書」に記載する、学生の「研究テーマ」などの指導内容については、大学側の指導教員と、JAXAで指導を予定する職員の間で、予め調整を行ってください。

注3) a.「申請書」は、学長・研究科長等、学生の派遣について責任を持てる大学側の責任者が作成して、申請を行ってください。学生個人の申請は受け付けません。

注4) d.(※)「保険の加入の事実を証明する書類」の、受入にあたって加入すべき保険の内容については、16ページ「受け入れに当たっての条件等」を参照してください。

注5) 学生が外国籍者の場合、外為法関係の審査が必要となる場合がありますので、事前にご相談いただくと受入がスムーズになります(審査の進捗によって、受入開始が遅れる場合があります)。

15

各受入制度の解説

「連携大学院方式」受入までの手続き（3）

③ JAXAでの申請書類の確認。受入承諾。

④ 受入事前準備・受入開始

・受入が決まった学生については、JAXAへの入構証の申請、JAXA内で活動するにあたっての安全・セキュリティ等の研修の受講をお願いします。

・申請書類、研修の受講方法等は、受入れるJAXAの事業所ごとに異なりますので、受入れ先のJAXAの指導教員の指示に従ってください。

16 各受入制度の解説

「連携大学院方式」受入れにあたっての諸条件

① 費用について

受入れにともなう指導料・謝金等の対価、及び施設の使用料・光熱水量は無料とします。学生指導に係る消耗品の購入、旅費等のいわゆる学生指導経費に相当する費用は大学の負担とし、JAXAは負担いたしません。

② 保険

・受入を予定する学生は、受入期間中有効な、下記の保険に入ることを必須の条件とします。受入申請時に保険加入証の写しを必ず提出してください(提出無い場合は受け入れをお断りします)。

a.「傷害保険」(「学研災」。学生に生じた傷害を補償するもの)、b.「賠償保険」(「学研賠」。JAXA又はその他の者の傷害、物損等の損害を補償するもの)

・受入期間中、JAXAに対して損害を与えた場合は、上記の損害保険から賠償をしていただきます。

③ 知財・外部発表・守秘義務

・受入に関して学生に知財が生じた場合は、JAXAへの届け出、持ち分についての協議が必要となります。

・学生は、受入期間中に知りえたJAXAの秘密を漏らしてはならない義務を負います。成果を発表するにあたって、届け出が必要となります。

④ その他

・受入期間中は、学生はJAXAの指導教員の指示に従うほか、利用者としてJAXAのルールを守らなければなりません。

・上記の指示やルールに反する行為を行うなど、問題行為があった場合は、受け入れを中止いたします。

※ 詳細な条件は、JAXAの学生受入に関する諸規定、JAXAと大学間の機関間協定、及び学生の誓約書の記載するところによります。

17 各受入制度の解説 「連携大学院方式」受入れにあたっての留意点

☆ 本制度は、あくまで大学院教育を行う制度であり、受入期間中、学生とJAXAの間に雇用関係を生じさせるものではありません。従って、指導の一環としてJAXAの活動に関与することがあっても、給与・手当等賃金の支払いはありません。

※ JAXA内のルールとして、職員が自分の研究を手伝わせることを目的として学生を受入れることを禁止しております。

☆ 連携教員としてJAXA職員を委嘱する際に、JAXAの現場での教育・指導のほかに大学での講義や指導も依頼する場合は、機関間協定にその場合の条件が明記され、委嘱状に依頼する範囲を明記してください。なお、JAXAの現場での指導はなく、もっぱら大学に出向いての講義・指導のみの場合は、本学生受入制度の対象外となりますので、従来通り、個別の委嘱手続きでの対応になります。

☆ 指導に当たっての対価はJAXAとしても、指導するJAXA職員もいただきませんが、学生指導に係る旅費、消耗品の購入等の経費(いわゆる「学生指導経費」)については、大学側でご用意ください。JAXAは負担いたしません。

☆ 本制度による受入の場合、受入期間中、学生が、JAXAのリサーチアシスタントとして採用される可能性があります。

18 各受入制度の解説

受託指導学生方式

19 各受入制度の解説

「受託指導学生方式」 制度概要

☆「受託指導学生方式」とは？

前掲の「連携大学院方式」によれない場合で、個別の学生の受入れにつき、JAXAと大学の協定に基づいて、JAXA職員を大学の客員等に委嘱し、委嘱されたJAXA職員が特定のテーマに係る大学院教育（教育及び研究の指導）を行う制度です。論文指導を含む教育・研究指導を行えますが、通常は、大学側に主の指導教員が居て、JAXA職員は学位論文の指導教員とはなりません。

☆「対象となる学生」は？

国内外の大学院の研究科に在籍している大学院生です。

※ 科目等履修生、研究生は除く

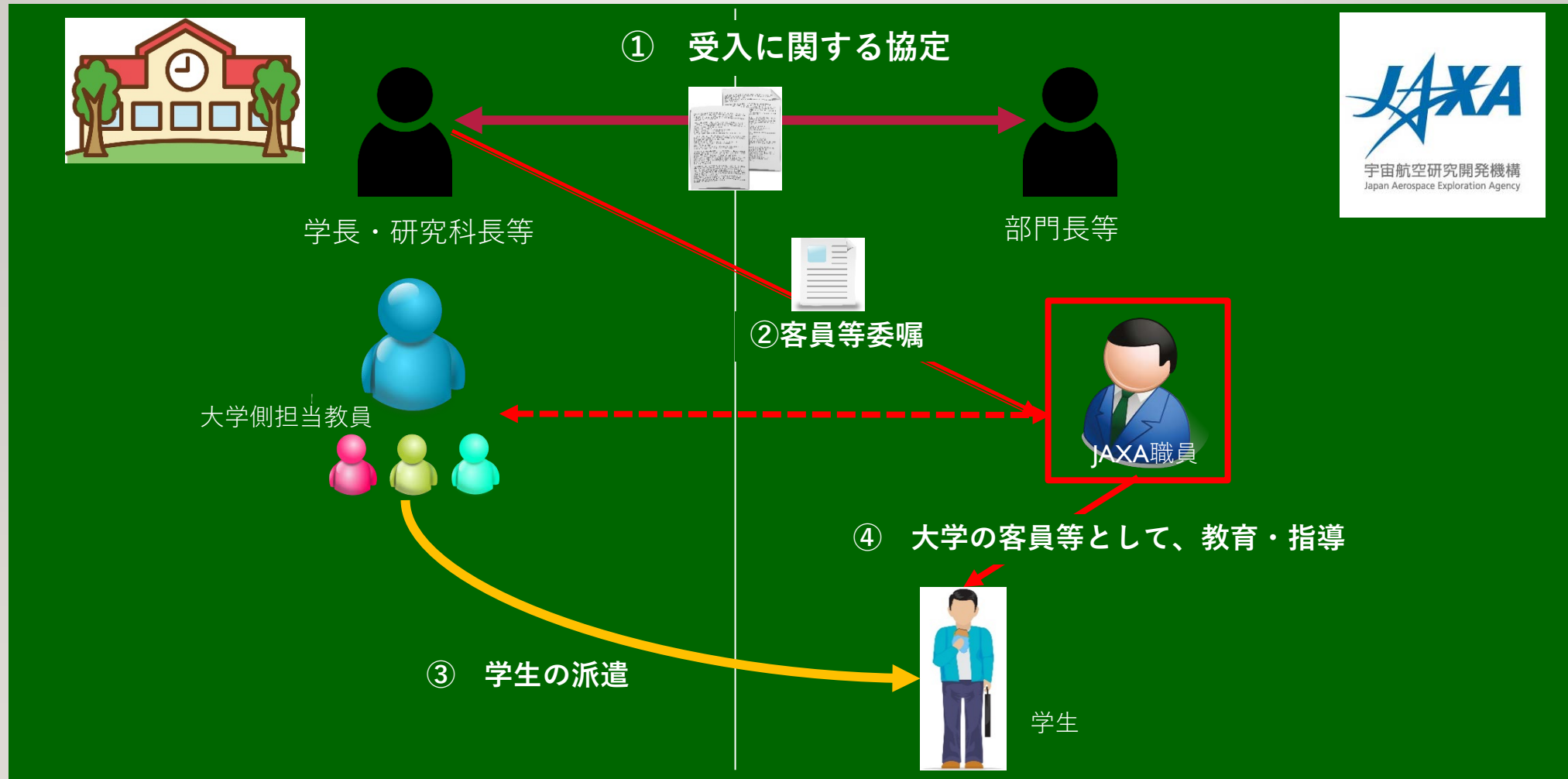
☆指導してもらえる範囲は？

論文指導を含む教育・研究指導（大学院教育）です。

☆「機構への受入期間の上限」

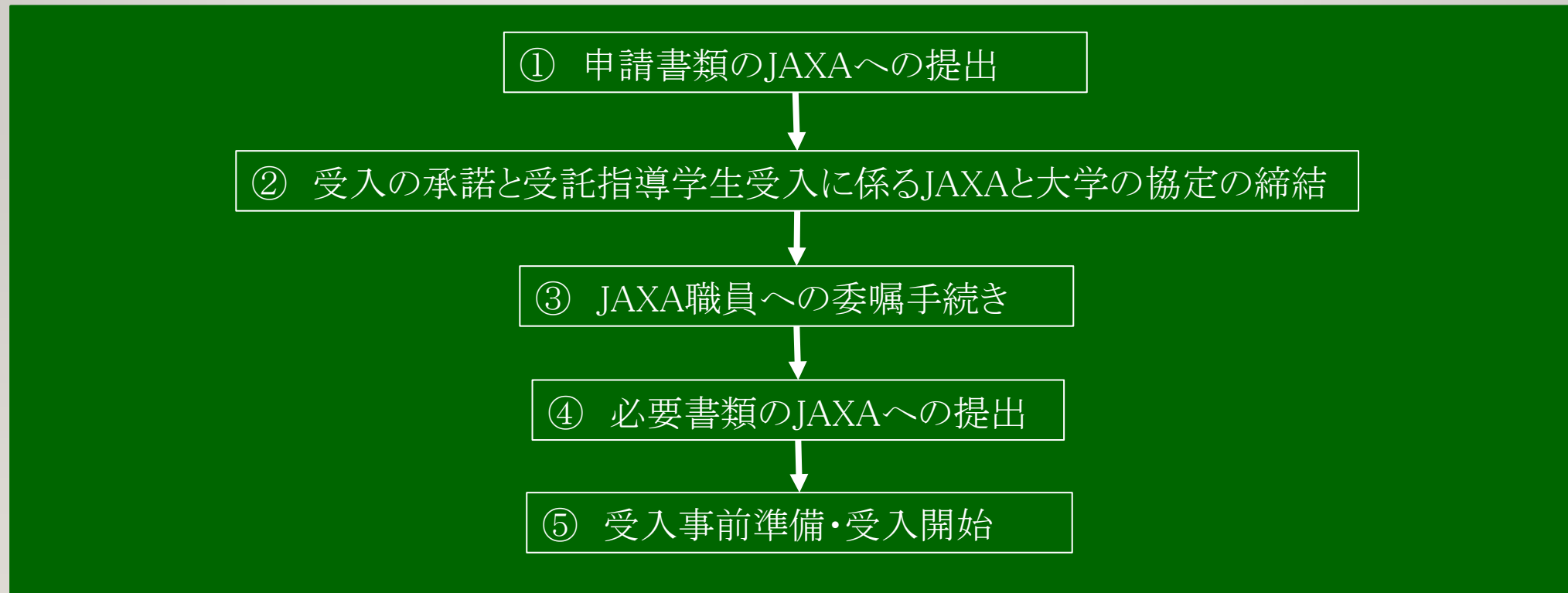
- ・ 国内の大学の修士課程に在籍する学生：1年を上限とする指導に必要な期間（更新なし）
- ・ 国外の大学の修士課程・国内外の博士課程に在籍する学生：指導に必要な期間

各受入制度の解説 「受託指導学生方式」制度イメージ図



21 各受入制度の解説

「受託指導学生方式」受入までの手続き（全体の流れ）



① 申請書類のJAXAへの提出

「受託指導学生」方式により、大学(院)が所属する大学院生の受入を希望するときは、「受託指導学生受入申請書(JAXAの標準様式)」を、受入を希望するJAXAの部門の担当者に提出し、受け入れを申請してください。

<注意事項>

注1)申請は、希望する受入開始日の概ね二カ月以上前に提出してください。

注2)「申請書」に記載する、学生の「研究テーマ」などの指導内容については、大学側の指導教員と、JAXAで指導を予定する職員の間で、予め調整を行ってください。

注3)「申請書」は、学長・研究科長等、学生の派遣について責任を持てる大学側の責任者が作成して、申請を行ってください。学生個人の申請は受け付けません。

注4) 学生が外国籍者の場合、外為法関係の審査が必要となる場合がありますので、事前にご相談いただくと受入がスムーズになります(審査の進捗によって、受入開始が遅れる場合があります)。

② 受入の承諾と受託指導学生受入に係るJAXAと大学の協定の締結

・JAXA側で受け入れを承諾したときは、当該学生の受入に関する協定を、JAXAと大学の間で締結することが必要になります。基本的にJAXAの提示する標準様式によります。

・協定は、JAXAの受入部門の長と大学の学長・研究科長等との間での締結になります。締結の窓口は、原則としてJAXAの受入部門で対応します。

23 各受入制度の解説

「受託指導学生方式」受入までの手続き（2）

③ JAXA職員への委嘱手続き

- ・前頁の協定の締結後、学生指導を行わせる予定のJAXA職員を、大学の客員としての委嘱する手続きを行ってください。委嘱の要件、委嘱内容等は、大学側の規則によってください。なお、委嘱するJAXA職員が、JAXAの教育職に該当する場合は、委嘱の手続きを省略することが出来ます（JAXAの教育職が大学共同利用システムの教育職であることが根拠ですが、大学側の判断によります）。
- ・委嘱の申請は、学生の受入前までに、当該JAXA職員の所属するJAXAの各部門長に対して行ってください（様式は、大学所定のもので可）。

<注意事項>

「受託指導学生」方式の委嘱にあたって、委嘱を受けられる職員のJAXA内の職位に以下の通り要件がありますので、詳細は、各部門の担当におたずねください。

教育職：「助教」以上又は「特任教員」、一般職：原則「6級」以上の職員（ex.課長級）

④ 必要書類のJAXAへの提出

- ・前頁の協定締結後、学生の受入前までに、下記の書類を、受入を希望するJAXAの部門の担当者に提出をしてください。

a.「受入を希望する学生による誓約書（JAXAの標準様式）」、b.「保険の加入の事実を証明する書類（※2）」

<注意事項>

注1) 書類の提出は、希望する受入開始日の概ねひと月以上前に提出してください。

注2) (※2) b.「保険の加入の事実を証明する書類」の、受入にあたって加入すべき保険の内容については、25ページ「受け入れに当たっての条件等」を参照してください。

24 各受入制度の解説 「受託指導学生方式」受入までの手続き（3）

⑤ 受入事前準備・受入開始

- ・受入が決まった学生については、JAXAへの入構証の申請、JAXA内で活動するにあたっての安全・セキュリティ等の研修の受講をお願いします。
- ・申請書類、研修の受講方法等は、受入れるJAXAの事業所ごとに異なりますので、受入れ先のJAXAの指導教員の指示に従ってください。

「受託指導学生方式」受入れにあたっての諸条件

① 費用について

受入れにともなう指導料・謝金等の対価、及び施設の使用料・光熱水量は無料とします。学生指導に係る消耗品の購入、旅費等のいわゆる学生指導経費に相当する費用は大学の負担とし、JAXAは負担いたしません。

② 保険

・受入を予定する学生は、受入期間中有効な、下記の保険に入ることを必須の条件とします。受入申請時に保険加入証の写しを必ず提出してください(提出無い場合は受け入れをお断りします)。

a.「傷害保険」(「学研災」。学生に生じた傷害を補償するもの)、b.「賠償保険」(「学研賠」。JAXA又はその他の者の傷害、物損等の損害を補償するもの)

・受入期間中、JAXAに対して損害を与えた場合は、上記の損害保険から賠償をしていただきます。

③ 知財・外部発表・守秘義務

・受入に関して学生に知財が生じた場合は、JAXAへの届け出、持ち分についての協議が必要となります。

・学生は、受入期間中に知りえたJAXAの秘密を漏らしてはならない義務を負います。成果を発表するにあたって、届け出が必要となります。

④ その他

・受入期間中は、学生はJAXAの指導教員の指示に従うほか、利用者としてJAXAのルールを守らなければなりません。

・上記の指示やルールに反する行為を行うなど、問題行為があった場合は、受け入れを中止いたします。

※ 詳細な条件は、JAXAの学生受入に関する諸規定、JAXAと大学間の協定、及び学生の誓約書の記載するところによります。

26 各受入制度の解説

「受託指導学生方式」受入れにあたっての留意点

☆ 本制度により、国内大学の修士課程の受入を行う場合、1年間の上限があります(更新なし)。

☆ 国内大学の修士課程の学生の受入に関し、本制度で1年間受入れたあと(もしくは受入の前)、「技術習得方式」で更に受入れを希望する場合、「大学院設置基準」の制約に抵触しないか、大学側でご留意ください。なお、「技術習得方式」では、論文指導を含む教育・研究指導はできません。

☆ 本制度は、あくまで大学院教育を行う制度であり、受入期間中、学生とJAXAの間に雇用関係を生じさせるものではありません。従って、指導の一環としてJAXAの活動に関与することがあっても、給与・手当等賃金の支払いはありません。

※ JAXA内のルールとして、職員が自分の研究を手伝わせることを目的として学生を受入れることを禁止しております。

☆ 指導に当たっての対価はJAXAとしても、指導するJAXA職員もいただきませんが、学生指導に係る旅費、消耗品の購入等の経費(いわゆる「学生指導経費」)については、大学側でご用意ください。JAXAは負担いたしません。

☆ 本制度による受入の場合、受入期間中、学生が、JAXAのリサーチアシスタントとして採用される可能性があります。

☆ 本制度は、あくまでJAXAが「連携大学院方式」に寄れない場合の制度です。JAXAの基本的な考え方として、本格的な大学院教育を責任をもって行う場合は、機関間協定に基づく「連携大学院方式」によるべきと考えております。したがって、毎年、同一研究科等から「受託指導学生制度」による受入が続く場合は、「連携大学院方式」への移行をお願いすることがあります。

27 各受入制度の解説

技術習得方式

28 各受入制度の解説 「技術習得方式」 制度概要

☆「技術習得方式」とは？

大学等の要請にもとづき、JAXAの技術、知見等を、学生が習得できるよう、JAXAに受入れて指導する制度です。「JAXAの技術・知見等」とは、JAXAが現に保有する研究開発に関連する知識・知見等の成果、又は研究開発に関連する設計、製作、試験、実験、解析、評価等の手法・技法等を言います。したがって、この制度で、論文指導や研究の指導、大学・大学院教育はできません。

☆「対象となる学生」は？

国内外の高等専門学校生、短期大学生、大学生（学部生）、大学院生です。

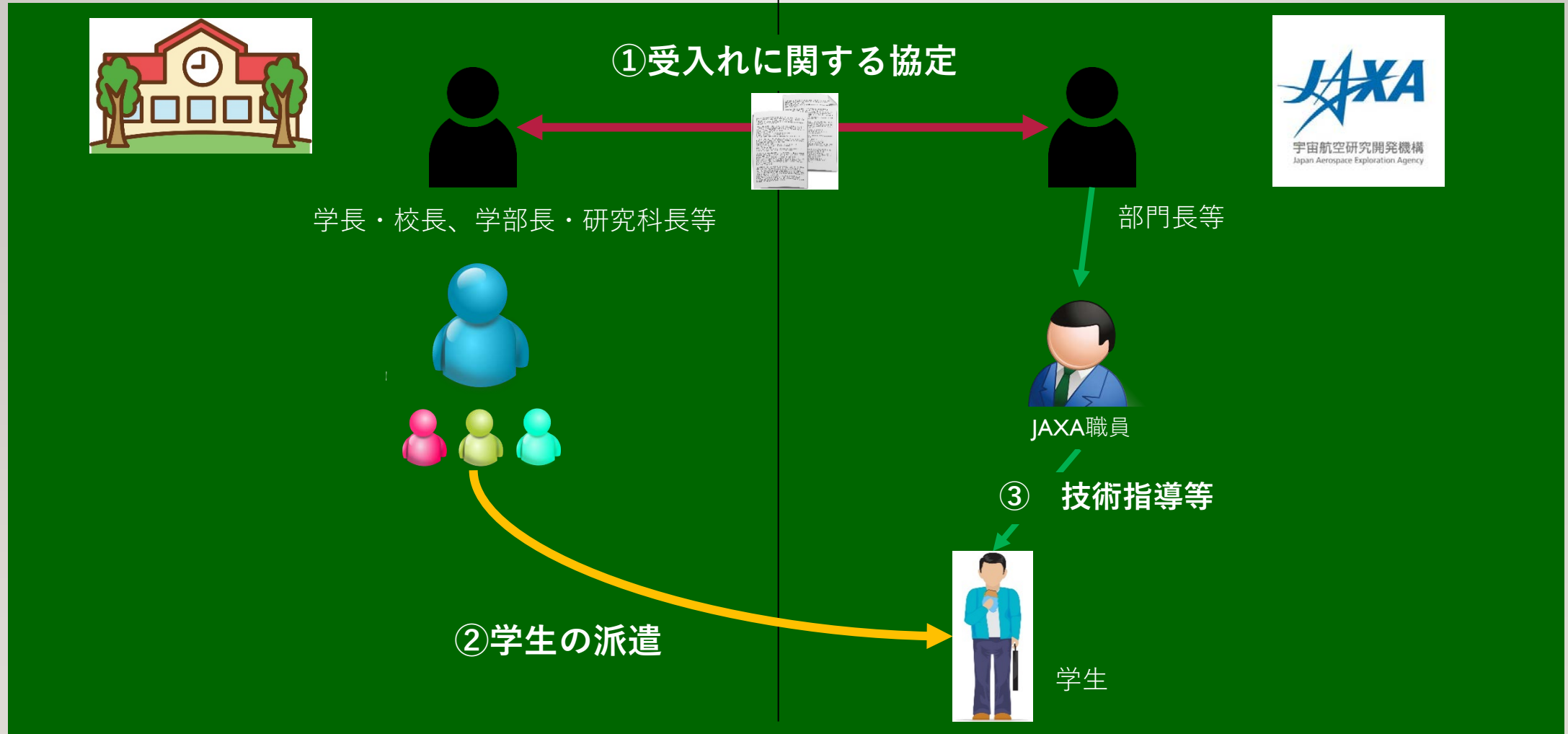
☆指導してもらえる範囲は？

JAXAが現に保有する研究開発に関連する知識・知見等の成果、又は研究開発に関連する設計、製作、試験、実験、解析、評価等の手法・技法等の習得までです（論文指導を含む教育・研究指導はできません）。

☆「機構への受入期間の上限」

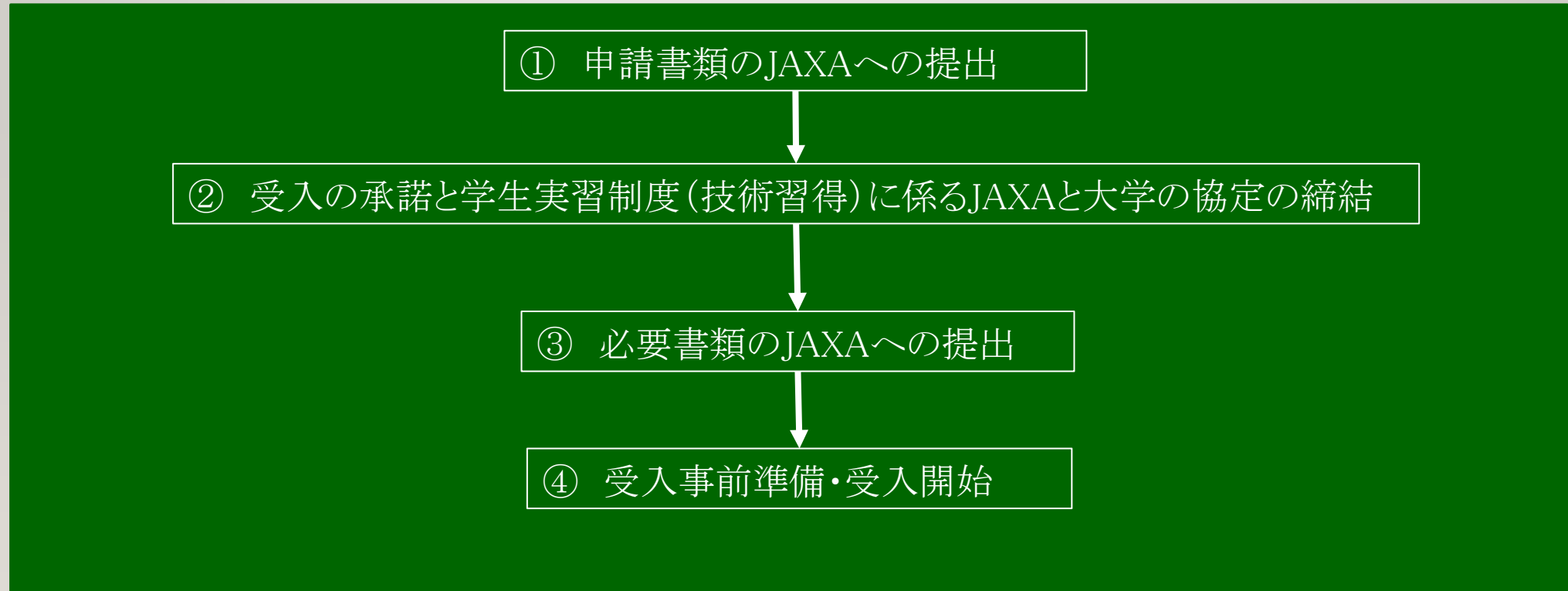
- ・1年間のうち、通算120日を上限とする、実習に必要な期間（原則として更新なし）。

29 各受入制度の解説 「技術実習方式」制度イメージ図



30 各受入制度の解説

「技術習得方式」受入までの手続き（全体の流れ）



3 | 各受入制度の解説

「技術習得方式」受入までの手続き（1）

① 申請書類のJAXAへの提出

「技術習得」方式により、大学等が所属する学生の受入を希望するときは、「受入申請書(JAXAの標準様式)」を、受入を希望するJAXAの部門の担当者に提出し、受け入れを申請してください。

<注意事項>

注1) 申請は、希望する受入開始日の概ね二カ月以上前に提出してください。

注2) 「申請書」に記載する、学生の「希望実習課題」などの指導内容については、大学等の指導教員と、JAXAで指導を予定する職員の間で、予め調整を行ってください。なお、「技術習得」方式で学生を指導するJAXA職員(受入担当者)のJAXA内の職位に以下の通り要件がありますので、詳細は、各部門の担当におたずねください。

教育職:「助教」以上又は「特任教員」、一般職:「5級」以上の職員(ex.課長代理級)

注3) 「申請書」は、学長、学部長・研究科長等、学生の派遣について責任を持てる大学等の責任者が作成して、申請を行ってください。学生個人の申請は受け付けません。

注4) 学生が外国籍者の場合、外為法関係の審査が必要となる場合がありますので、事前にご相談いただくと受入がスムーズになります(審査の進捗によって、受入開始が遅れる場合があります)。

32 各受入制度の解説

「技術習得方式」受入までの手続き（2）

② 受入の承諾と学生実習制度(技術習得)に係るJAXAと大学の協定の締結

- ・JAXA側で受入れを承諾したときは、当該学生の受入に関する協定を、JAXAと大学等の間で締結することが必要になります。基本的にJAXAの提示する標準様式によります。
- ・協定は、JAXAの受入部門の長と大学等の学長、学部長・研究科長等との間での締結になります。締結の窓口は、原則としてJAXAの受入部門で対応します。

③ 必要書類のJAXAへの提出

- ・②の協定締結後、学生の受入前までに、下記の書類を、受入を希望するJAXAの部門の担当者に提出をしてください。

a.「受入を希望する学生による誓約書(JAXAの標準様式)」、b.「保険の加入の事実を証明する書類(※2)」

<注意事項>

注1) 書類の提出は、希望する受入開始日の概ねひと月以上前に提出してください。

注2) (※2) b.「保険の加入の事実を証明する書類」の、受入にあたって加入すべき保険の内容については、33ページ「受け入れに当たっての条件等」を参照してください。

④ 受入事前準備・受入開始

- ・受入が決まった学生については、JAXAへの入構証の申請、JAXA内で活動するにあたっての安全・セキュリティ等の研修の受講をお願いします。
- ・申請書類、研修の受講方法等は、受入れるJAXAの事業所ごとに異なりますので、受入れ先のJAXAの受け入れ担当者の指示に従ってください。

「技術取得方式」受入れにあたっての諸条件

① 費用について

受入れにともなう指導料・謝金等の対価、及び施設の使用料・光熱水量は無料とします。学生指導に係る消耗品の購入、旅費等のいわゆる学生指導経費に相当する費用は本人又は大学等の負担とし、JAXAは負担いたしません。

② 保険

・受入を予定する学生は、受入期間中有効な、下記の保険に入ることを必須の条件とします。受入申請時に保険加入証の写しを必ず提出してください(提出無い場合は受け入れをお断りします)。

a.「傷害保険」(「学研災」。学生に生じた傷害を補償するもの)、b.「賠償保険」(「学研賠」。JAXA又はその他の者の傷害、物損等の損害を補償するもの)

・受入期間中、JAXAに対して損害を与えた場合は、上記の損害保険から賠償をしていただきます。

③ 知財・外部発表・守秘義務

・受入に関して学生に知財が生じた場合は、JAXAへの届け出、持ち分についての協議が必要となります。

・学生は、受入期間中に知りえたJAXAの秘密を漏らしてはならない義務を負います。成果を発表するにあたって、届け出が必要となります。

④ その他

・受入期間中は、学生はJAXAの受入責任者・受入担当者の指示に従うほか、利用者としてJAXAのルールを守らなければなりません。

・上記の指示やルールに反する行為を行うなど、問題行為があった場合は、受け入れを中止いたします。

※ 詳細な条件は、JAXAの学生受入に関する諸規定、JAXAと大学等の協定、及び学生の誓約書の記載するところによります。

34 各受入制度の解説

「技術習得方式」受入れにあたっての留意点

☆ 本制度は、あくまでJAXAが既に持っている既存の技術や知見を伝授することが目的の制度ですので、この制度で受け入れた学生には、論文指導を含む研究指導することは出来ません。JAXAで得た技術・知見を使って研究し、論文等にまとめる行為は、所属する大学等に戻って行ってください。

※ 論文指導を含む教育・研究指導を希望する場合は、「大学院生教育・研究指導制度」の「連携大学院方式」又は「受託指導学生方式」によってください。

☆ 本制度の年間の受入日数の上限は、ワーキング・デー換算で通算120日を上限とします。週5日の受入を希望する場合は約半年間、週2日の受入を希望する場合は、約1年間となりますが、最長1年間を超えることは出来ません。

☆ 原則として、同一の実習課題で、上記1年間通算120日を超えての受入は致しません。

☆ 本制度は、あくまで研修制度であり、受入期間中、学生とJAXAの間に雇用関係を生じさせるものではありません。従って、指導の一環としてJAXAの活動に関与することがあっても、給与・手当等賃金の支払いはありません。

※ JAXA内のルールとして、職員が自分の研究を手伝わせることを目的として学生を受入れることを禁止しております。

☆ 本制度では、上記の通り研究指導を目的としない制度なので、受入期間中、JAXAの研究アシスタントとして採用はされません。

35 各受入制度の解説

インターンシップ方式

36 各受入制度の解説

「インターンシップ方式」 制度概要

☆「インターンシップ方式」とは？

大学等の要請にもとづき、学生のキャリア形成のための、JAXAの職場での、就業又は研究開発業務の短期の体験をするための制度です。したがって、この制度で、論文指導や研究の指導、大学・大学院教育はできません。

☆「対象となる学生」は？

国内外の高等専門学校生、短期大学生、大学生（学部生）、大学院生です。

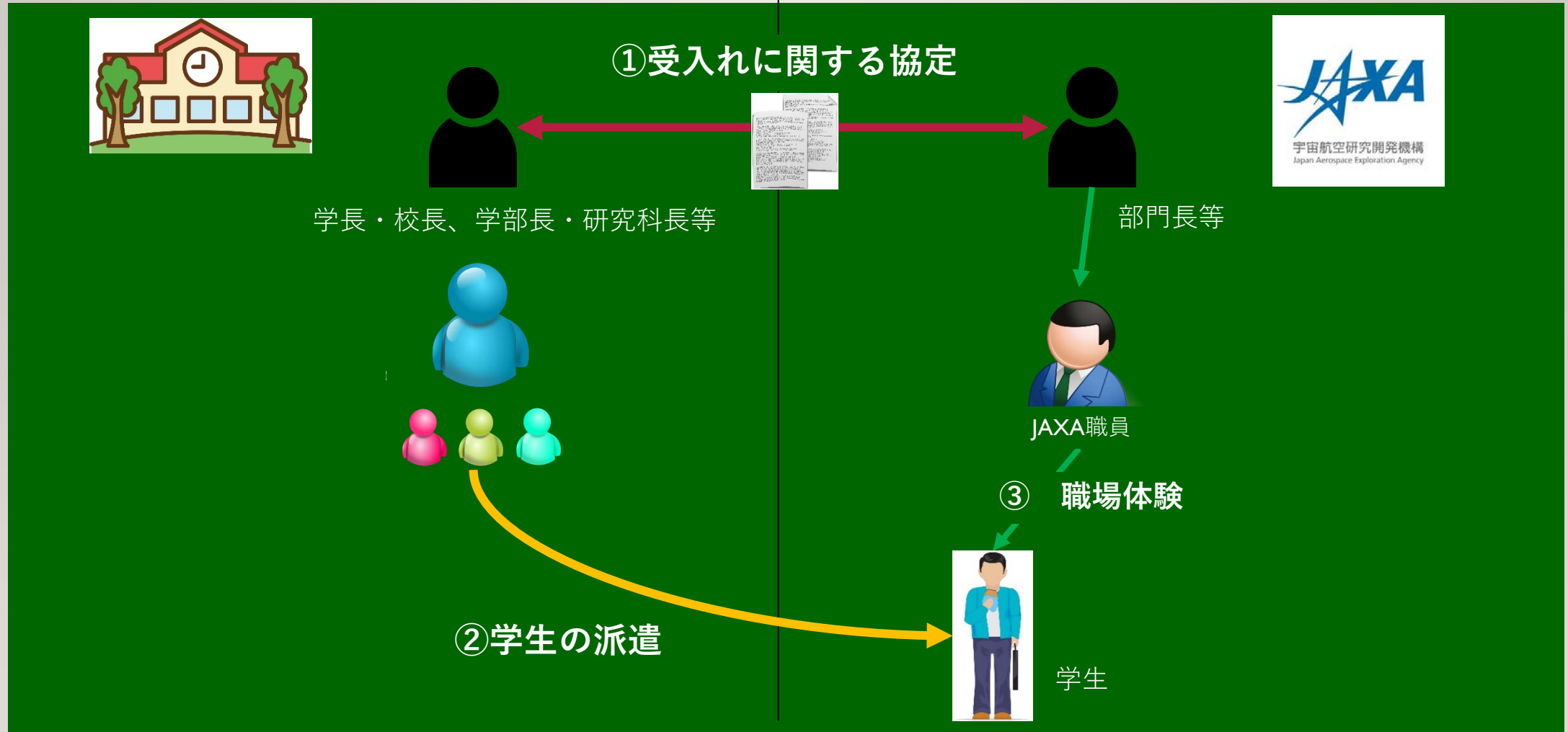
☆実施内容は？

就業又は研究開発業務の短期の体験です（論文指導を含む教育・研究指導はできません）。

☆「機構への受入期間の上限」

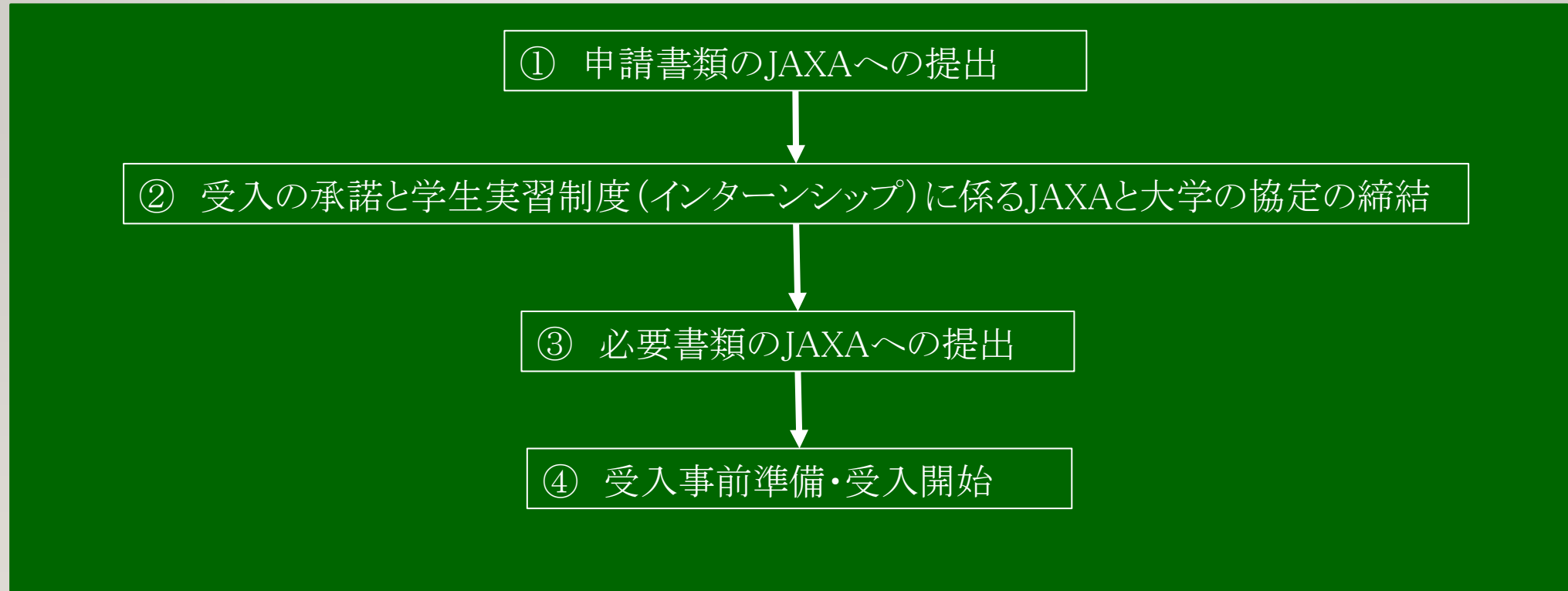
・1年間のうち、通算10日を上限とする、実習に必要な期間（原則として更新なし）。

37 各受入制度の解説 「インターンシップ方式」制度イメージ図



38 各受入制度の解説

「インターンシップ方式」受入までの手続き（全体の流れ）



39 各受入制度の解説

「インターンシップ方式」受入までの手続き（1）

① 申請書類のJAXAへの提出

「インターンシップ」方式により、大学等が所属する学生の受入を希望するときは、「受入申請書(JAXAの標準様式)」を、受入を希望するJAXAの部門の担当者に提出し、受け入れを申請してください。

<注意事項>

注1) 申請は、希望する受入開始日の概ね二カ月以上前に提出してください(公募による場合は、募集要項の締め切りまで)。

注2) 「申請書」に記載する、学生の「希望実習課題」などの指導内容については、大学等の指導教員と、JAXAで指導を予定する職員の間で、予め調整を行ってください。なお、「インターンシップ」方式で学生を指導するJAXA職員(受入担当者)のJAXA内の職位に以下の通り要件がありますので、詳細は、各部門の担当におたずねください。

教育職:「助教」以上又は「特任教員」、一般職:「5級」以上の職員(ex.課長代理級)

注3) 「申請書」は、学長、学部長・研究科長等、学生の派遣について責任を持てる大学等の責任者が作成して、申請を行ってください。学生個人の申請は受け付けません。

注4) 学生が外国籍者の場合、外為法関係の審査が必要となる場合がありますので、事前にご相談いただくと受入がスムーズになります(審査の進捗によって、受入開始が遅れる場合があります)。

40 各受入制度の解説

「インターンシップ方式」受入までの手続き（2）

② 受入の承諾と学生実習制度(インターンシップ)に係るJAXAと大学の協定の締結

- ・JAXA側で受入れを承諾したときは、当該学生の受入に関する協定を、JAXAと大学等の間で締結することが必要になります。基本的にJAXAの提示する標準様式によります。
- ・協定は、JAXAの受入部門の長と大学等の学長、学部長・研究科長等との間での締結になります。締結の窓口は、原則としてJAXAの受入部門で対応します。

③ 必要書類のJAXAへの提出

- ・②の協定締結後、学生の受入前までに、下記の書類を、受入を希望するJAXAの部門の担当者に提出をしてください。
a.「受入を希望する学生による誓約書(JAXAの標準様式)」、b.「保険の加入の事実を証明する書類(※2)」

<注意事項>

注1) 書類の提出は、希望する受入開始日の概ねひと月以上前に提出してください(公募による場合は、募集要項等の締め切りによる)。

注2) (※2) b.「保険の加入の事実を証明する書類」の、受入にあたって加入すべき保険の内容については、41ページ「受け入れに当たっての条件等」を参照してください。

④ 受入事前準備・受入開始

- ・受入が決まった学生については、JAXAへの入構証の申請、JAXA内で活動するにあたっての安全・セキュリティ等の研修の受講をお願いします。
- ・申請書類、研修の受講方法等は、受入れるJAXAの事業所ごとに異なりますので、受入れ先のJAXAの受け入れ担当者の指示に従ってください。

41 各受入制度の解説

「インターンシップ方式」受入れにあたっての諸条件

① 費用について

受入れにともなう指導料・謝金等の対価、及び施設の使用料・光熱水量は無料とします。学生指導に係る消耗品の購入、旅費等のいわゆる学生指導経費に相当する費用は本人又は大学等の負担とし、JAXAは負担いたしません。

② 保険

・受入を予定する学生は、受入期間中有効な、下記の保険に入ることを必須の条件とします。受入申請時に保険加入証の写しを必ず提出してください(提出無い場合は受け入れをお断りします)。

a.「傷害保険」(「学研災」。学生に生じた傷害を補償するもの)、b.「賠償保険」(「インターン賠」。JAXA又はその他の者の傷害、物損等の損害を補償するもの)

・受入期間中、JAXAに対して損害を与えた場合は、上記の損害保険から賠償をしていただきます。

③ 知財・外部発表・守秘義務

・受入に関して学生に知財が生じた場合は、JAXAへの届け出、持ち分についての協議が必要となります。

・学生は、受入期間中に知りえたJAXAの秘密を漏らしてはならない義務を負います。成果を発表するにあたって、届け出が必要となります。

④ その他

・受入期間中は、学生はJAXAの受入責任者・受入担当者の指示に従うほか、利用者としてJAXAのルールを守らなければなりません。

・上記の指示やルールに反する行為を行うなど、問題行為があった場合は、受け入れを中止いたします。

※ 詳細な条件は、JAXAの学生受入に関する諸規定、JAXAと大学等の協定、及び学生の誓約書の記載するところによります。

42 各受入制度の解説

「インターンシップ方式」受入れにあたっての留意点

- ☆ 本制度は、研究開発業務を含む就業体験の場を提供することが目的の制度ですので、この制度で受け入れた学生には、論文指導を含む研究指導することは出来ません。JAXAで得た技術・知見を使って研究し、論文等にまとめる行為は、所属する大学等に戻って行ってください。
- ※ 論文指導を含む教育・研究指導を希望する場合は、「大学院生教育・研究指導制度」の「連携大学院方式」又は「受託指導学生方式」によってください。
- ☆ 本制度の年間の受入日数の上限は、ワーキング・デー換算で通算10日を上限とします。連続して2週間でも構いませんし、週1回で10週間という受入も可能ですが、その期間は1年を超えることはできません。
- ☆ 原則として、同一の実習課題で、上記1年間通算10日を超えての受入れは致しません。
- ☆ 本制度は、あくまで研修制度であり、受入期間中、学生とJAXAの間に雇用関係を生じさせるものではありません。従って、指導の一環としてJAXAの活動に関与することがあっても、給与・手当等賃金の支払いはありません。
- ※ JAXA内のルールとして、職員が自分の研究を手伝わせることを目的として学生を受入れることを禁止しております。
- ☆ 本制度では、上記の通り研究指導を目的としない制度なので、受入期間中、JAXAのリサーチアシスタントとして採用はされません。
- ☆ JAXAにおいては、「インターンシップ」が、職員の採用活動とは連動しておりません(インターンシップ参加を採用活動の前提としない)。

43 その他

FAQ (よくある質問)

44 F A Q : 1

Q1. (学生の質問) 現在、ある大学に所属していますが、大学を通さずに個人としてJAXAの学生制度への参加を申請することは出来ますか？

A1. 学生個人からの申し込みは、できません。必ず大学等に所属して、大学からJAXAへの申し込みという形態のみ受け付けております。

Q2. (社会人の質問) 現在、社会人です。改めて宇宙開発について勉強したいのですが、申し込めますか？

A2. できません。まず、A1の通り、個人での申し込みは受け付けておりません。また、学生受入制度の対象は「学生」であり、社会人は対象としていません。なお、JAXAには、企業等に所属する社会人を対象として、企業等のからの依頼にもとづき研究者・技術者等の受入を行う制度がありますので、そちらをご検討ください。

Q3. (学部生の質問) 現在、学部の4年生です。卒業研究の指導をお願いしたいのですが、受け入れてもらえますか？

A3. 学部生の論文指導を含む研究指導は受け付けておりません。卒業研究を実施するうえで必要な手法や技法の習得については、「学生実習制度」の「技術習得方式」により指導することは出来ますが、それを使って研究し、論文にまとめる指導までは、できません(大学設置基準の制約です)。

45 F A Q : 2

Q4. (学生の質問) 過去、先輩がJAXAの「技術研修生」制度で、研究指導を受け、論文指導までしてもらったと聞いたことがあります。今回の整理で、「技術研修生」制度が、「学生実習制度」の「技術習得方式」になったようですが、新制度では、論文指導を含む研究指導ができなくなったと聞きましたが、どうしてでしょうか？

A4. 先輩の話の背景は分かりませんが、かつての「技術研修生」制度も、制度上は、技術の実習のみで研究指導はできないことになっておりました。今回の制度の整理で、その趣旨を明確にしました。

JAXAとしては、論文指導を含む研究指導を責任をもって実施するために、「連携大学院」「受託指導学生」の制度で、JAXAの職員が客員として委嘱を受け、大学の教員と同等の資格で指導すべきものと考えております。

Q5. (学生の質問) 「連携大学院」方式等、どこかの大学院に入学してJAXAで指導を受けるのではなく、JAXAの宇宙科学研究所等に直接入学して、学位を取りたいのですが。

A5. 宇宙科学研究所も含めJAXAは大学法人ではありませんので、学生が直接入学し、JAXAが学位を授与することは出来ません。JAXAで大学院教育を受けたいときは、必ず国内外の大学院に入学して、その大学から「連携大学院」又は「受託指導学生」の制度を使って、JAXAに派遣してもらってください。

46 F A Q : 3

Q6. (学生の質問)「連携大学院生」(あるいは「受託指導学生」「技術習得生」「インターンシップ生」)として受入が認められた場合、自分はJAXAの研究者であると名乗ってよいのでしょうか？ 職員になるのでしょうか？

A6. 指導を受けている学生さんなので、正確な意味ではJAXAの研究者ではありません。「学生受入制度」で受け入れられている学生とJAXAの間に雇用関係は発生しません(職員ではない)。当然、給料や旅費などの支給もありません。

Q7. (学生の質問)「技術習得方式」で受入れが決まったのですが、JAXAに受入れ学生を対象としたリサーチ・アシスタント制度があると聞きましたが、採用してもらえますか。

A7. できません。制度上「連携大学院生(東大学際・総研大を含む)」と「受託指導学生」のみが対象です。

47 F A Q : 4

Q8. (学生の質問) 今回、私の所属する大学の“インターンシップ”制度で、JAXAで計測技術の習得をしたいのですが、その場合もJAXAの「インターンシップ」方式によらないといけないのでしょうか？ 受入期間も短く、就業の体験という指導内容では、希望する指導が受けられないように思われます。

A8. 送り出す大学側の制度の名称が“インターンシップ”であるからといって、JAXA側の受入方式も「インターンシップ」方式を選択しなければならないわけではありません。ご希望の指導内容であれば、「技術習得方式」が適切と思われれます。

Q9. (学生の質問) JAXAへの就職を希望していますが、「インターンシップ」方式への参加と、就職活動の関係を教えてください。

A9. この「学生受入制度」の「インターンシップ」は、JAXAの採用活動とは無関係です。もちろん、JAXAに興味をお持ちいただき、JAXAでの就業体験・研究体験を通じて、キャリア形成を考えるきっかけにさせていただくことは構いませんが、この「インターンシップ」への参加と、採用活動はつながっておりません。

48 F A Q : 5

Q10. (学生の質問)「連携大学院方式」で、4月から相模原キャンパスに通学しますが、「学割証」をJAXAで出してもらえますか？

A10. JAXAは、学割証は発行できません。所属する大学からもらってください。

Q11. (大学関係者の質問)これまでJAXAの職員に、非常勤講師として大学に来て講義をしてもらっていましたが、今後は「学生受入制度」のどの方式で依頼すればいいのでしょうか？

A11. 学生をJAXAの現場に受入れず、大学等に出向いて講義や指導をするだけの場合は、従来通り、委嘱の手続きによって依頼してください。本制度「学生受入制度」の対象外になります。

Q12. (大学関係者の質問)JAXAの現場に学生を受入れて研究指導をもらうほかに、大学に来て講義もお願いしたい場合は、どの制度によればいいのでしょうか？

A12. 学生をJAXAに受入れての指導がありますので、基本的に「連携大学院方式」になります。大学での講義については、大学とJAXAの機関間協定で記述していただくほか、JAXA職員の大学教員への委嘱の際に、委嘱する業務の範囲に含めていただき、対応することになります。

49 その他

旧制度からの変更点

50 全般

- 1) これまでJAXA統合前の旧機関の制度をそのまま承継したために、学生受入についての、基本的な考え方や条件が必ずしも統一的に整理されていませんでした。
- 2) このたび、「学生受入制度」を整理し、受入の目的により大きく2つのカテゴリー（「大学院教育」と「実習」）に分け、更に指導内容や受入期間等の運用上の差異を反映し、それぞれ2つの方式、合計4つの受入方式に整理しました。
- 3) 学生受入にあたって、共通的な、費用の考え方、保険・損害賠償、知財の取り扱いなどの、条件を明確にしました。
- 4) 従来は簡単な申込書・請書だけの簡単な約束で受入れを行っていた制度もありましたが、このたび、責任ある受け入れを行うべく、いずれの方式による場合も、協定の締結を行うこととしました。
- 5) また、受入後、責任を持って指導が行えるよう、JAXA職員の資格を定めたほか、学生の安全確保や必要な研修・指導を行うJAXA職員の義務を明確にしました。

51 ☆ 「大学院生教育・研究指導制度」 「連携大学院方式」

- 1) これまでJAXA内に連携大学院制度についての規程がなく、各大学との個別の協定に基づき実施していましたが、「学生受入制度」の一つの方式として規程しました。
- 2) 受入の条件につき、機構の考え方を明確にしましたが、基本的には従来行われてきた方法に準拠した仕組みになっております。
- 3) なお、既に締結済みの協定がある場合、その協定の有効期間中は従前の条件が有効です。期間の更新時に、条件に付いてご相談させていただく場合があります。

☆ 「大学院生教育・研究指導制度」 「受託指導学生方式」

- 1) JAXAの宇宙科学研究所で実施していた「特別共同利用研究員」制度を改変し、JAXAの他部門での受入れも可能になりました。
- 2) 「連携大学院方式」に寄れない場合も、宇宙研以外の部門でも大学院教育を実施することが出来るようになりました。但し、大学共同利用システムの宇宙研の教育職と異なり、JAXAの一般職については、大学の教員と同等の資格を付与するために、大学側の委嘱行為が必要となります(教育職については大学側の判断で、委嘱は省略できます)。
- 3) JAXAとしては、責任をもって大学院教育を実施するには、機関間協定に基づく「連携大学院方式」によるべきと考えますが、例えば大学側の定員の問題などで、連携教員の委嘱が難しいなどの事情がある場合や、比較的個別具体的なテーマの研究指導が必要な場合に、本方式によることを想定しております。
- 4) なお、学生指導経費相当の学生指導にかかる物品の購入や学生旅費について、大学側の負担とさせていただきます。

☆ 「学生実習制度」 「技術習得方式」

- 1) 旧「技術研修生」制度がベースになった方式です。
- 2) 旧制度でも、指導内容は「技術の研修」であって、論文指導を含む研究指導などの大学院教育は対象外でしたが、一部、現場の運用に混乱があったため、改めて制度の趣旨を明確にいたしました。
- 3) 受入期間について、これまで原則1年間であったところ、今回の整理で「1年間のうち通算120日を上限」としました。また、同一テーマでの翌年度の受入も、原則認められなくなりました。「大学設置基準」「大学院設置基準」等の制約に配慮しました。
- 4) 受入にあたって、協定書の締結が必要となります(責任関係を明確にするため)。
- 5) 受入にあたって必要となる経費(学生の旅費、消耗品等物品の購入など)は、JAXAは負担いたしませんので、大学側又はご本人の負担となります。

☆ 「学生実習制度」 「インターンシップ方式」

- 1) 旧「インターンシップ制度」がベースとなっています。
- 2) 旧制度でも、指導内容は「就業の体験」であって、論文指導を含む研究指導などの大学院教育は対象外でしたが、一部、現場の運用に混乱があったため、改めて制度の趣旨を明確にいたしました。一方で「就業体験」には、研究開発業務の体験も含まれることを明確にしました。
- 3) 受入期間について、これまで原則1年間であったところ、今回の整理で「1年間のうち通算10日を上限」としました。また、同一テーマでの翌年度の受入も、原則認められなくなりました。2週間程度の受入期間でも、就業体験という目的は達成できるとの判断です。
- 4) 送り出す学校側の外部での実習制度の名称が“インターンシップ”であっても、希望する実習の内容が(就業体験にとどまらず)技術や知見の習得である場合は、JAXAの「インターンシップ」方式ではなく、「技術習得方式」を選択してください。

55 主な問い合わせ窓口

- 1) **JAXA**の学生受入制度全般、及び宇宙科学研究所（相模原）での受入に関すること
：宇宙科学研究所科学推進部（外部連携ライン）
- 2) 航空技術部門（調布）での受入に関すること
：航空技術部門事業推進部（外部連携ライン）
- 3) 研究開発部門（調布、筑波、角田）での受入に関すること
：研究開発部門研究推進部